

大項目 1 4 自己点検・評価等

(目標)

大学として適切な水準を維持し、大学の理念・目的の実現を図るために、自己点検・評価規則に基づき、大学の教学、経営等の諸活動を不断に点検・評価するとともに、その結果について定期的に認証評価を受ける。また、点検・評価結果については、社会が大学の状況を正しく理解しうるよう、適切な情報公開を行う。

1. 大学・学部

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

[現状把握]

学校法人武蔵野美術大学は、平成 5 年 8 月に「財団法人大学基準協会」への加盟申請を行い、平成 6 年 3 月に維持会員となった。同時に、同年 7 月には「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」を制定し、規則第 5 条において自己点検・評価活動の報告書は原則として 3 年ごとに理事長及び学長に提出することを定めた。また、同年 9 月の教授会において点検評価活動機関として「自己点検・評価運営委員会」を設置することが確認された。

その後、平成 7 年 6 月には「自己点検・評価運営委員会」を、また、同年 10 月に「自己点検評価実施委員会」を発足させ、実質的な自己点検・評価実務作業に向けての活動が開始された。

また、平成 7 年 10 月に開催された「第 1 回自己点検・評価実施委員会」全体会議資料において、自己点検・評価の実施の目標として「自己点検・評価の背景とその必要性」及び「本学における自己点検・評価実施の目的」が示され、各点検・評価実施委員会は平成 8 年～10 年の 3 年間で実務作業を終え、平成 10 年度末を期限として報告書を提出することが確認された。その 3 年間の点検・評価活動の集成として、「明日にむかって 自己点検・評価報告書」が平成 11 年 3 月に刊行された。

第 1 回自己点検・評価報告書が刊行された後の、平成 12 年 4 月には、次期の自己点検・評価への体制整備に向けて「運営」及び「実施」委員会のコンパクト化を想定した「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」の一部改正手続が行われた。また、同時に平成 13 年 5 月の教授会において第 2 回自己点検・評価委員会を設置することが確認された。

平成 13 年 6 月に発足した第 2 回自己点検・評価委員会は、今回の自己点検・評価活動では、平成 15 年度あるいは平成 16 年度に予定されている大学基準協会での相互評価を前提とした実施プログラムを策定すること、また、第 1 回で作業を行わなかった項目について、新たに自己点検・評価活動を行い、それによって大学の活動の改善に寄与すること、更に、第 1 回の自己点検・評価活動とその結果を開示した「明日に向かって 自己点検・評価報告書」以降行われた大学組織・制度・規則等のさまざまな改編や改正、進行中のものを含めて自己点検・評価活動として意味づけることのできるものを取り上げて点検・評価を行う等の事項を

自己点検

理事長及び学長に中間報告を行った。

また、第2回自己点検・評価委員会は、平成13年10月に第1回目の自己点検・評価実務作業委員会（全体会）を開催し、今回の点検・評価項目については、財政、教育と研究、大学院、大学の基礎データの4項目の点検・評価を実施すること、また、実務作業委員会の活動期間については、平成13年10月～平成14年7月までとすること、また、各実務作業委員会は平成14年9月を目途に、自己点検・評価委員会委員長に報告書を提出すること等の確認を行った。

第2回自己点検・評価委員会は、前述の諸活動の経過後の平成15年3月、理事長及び学長に自己点検・評価活動報告書の提出をし、大学は平成15年9月に「2001/2002 自己点検・評価報告書」を刊行した。

[点検・評価]

本学では、平成6年に大学基準協会加盟後、計2回の自己点検・評価を実施し、2冊の報告書が作成された。しかしながら、平成6年7月に制定された「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」第5条第2項（運営委員会の任務）に定める「・・・原則として3年ごとに「自己点検報告書としてまとめ、理事長及び学長に提出する。」ことについて、実際には第1回報告書と第2回報告書のまとめ期間に数年のズレが生じており、委員会任務として規則を遵守すべきであった。

第2回自己点検・評価委員会委員長は、報告書のあとがきに「前回の自己点検・評価活動を契機として、自己点検・評価委員会を常設して、自己点検とそれに基づく改善活動のルーティンを絶え間なく行うことができるように、平成12年に規則を大幅に改正した。この規則改正に基づき、自己点検・評価活動は、何年かに一度のイベントではなく、年次ごとに自己点検・評価すべき項目や範囲を設定して活動を行い、年報のような形で当該年度の活動内容を公開し、大学の改善等、一連の活動の蓄積により、自己点検・評価に求められる項目の多くにわたって敷衍していくことをめざしている。」旨明記し、自己点検・評価活動の位置づけを明確にしている。

[改善・改革方策]

第3期自己点検・評価委員会は、平成16年4月に発足し、実務作業委員会を立ち上げる以前に第3期自己点検・評価委員会の活動方針に係る次の課題に関して、十数回の委員会を開催し、検討・調整を重ねた。この綿密な事前作業は、前2回の反省を踏まえたものである。

（活動方針）

1. 相互評価および第三者評価をめぐる動きについて
 - ① 昨年までの経緯について
 - ② 本年度の状況の変化について
2. 第3期自己点検・評価委員会の位置づけについて
 - ① 本学の相互評価（第三者評価）の時期について
 - ② 本委員会の方針と活動について
3. 自己点検・評価 第三者評価スケジュール等について
 - ① 基礎データ作成の基準日について

② 本委員会のデータの読み取りについて

③ 自己点検・評価実務作業委員会の構成について

以上のことを検討・調整した結果、委員会は、平成 20 年度に認証評価機関（大学基準協会）による認証評価を受ける日程で自己点検・評価活動を行うため、早急に実務作業委員会を発足させ、活動を開始する旨、教授会で報告し、平成 17 年 4 月に第 1 回自己点検・評価実務作業委員会が開催された。

なお、第 3 期点検・評価活動の実務作業工程は、平成 17 年度末に 1 回目の実務作業報告を完了、平成 18 年度は実務報告の点検・修正、平成 19 年度には 2 回目の修正箇所の実務作業を行うこととした。

また、次期（第 4 期）以降の点検・評価活動についても、法令に基づく 7 年に 1 度の定期的な認証評価日程が計画され、その計画に基づき点検・評価活動を行うことが決定している。

（自己点検・評価と改善・改革システムの連結）

A 群 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

[現状把握]

「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」第 8 条（改善努力）に関して、第 1 回自己点検・評価運営委員会から理事長及び学長に報告された後、改善努力について検討・実施されていない。

この反省を踏まえ、理事長は、第 2 回自己点検・評価活動の報告を受けた後、平成 16 年 7 月 14 日に開催された法人・大学調整会議で、第 2 回自己点検・評価において各部門に提起されている改善や進捗状況についてそれぞれ検討し、9 月 8 日までに法人事務所管に提出・報告するよう要請した。

また、10 月 4 日開催の法人・大学調整会議において、各部門から提出・報告された内容は、次のとおりであった。

1 教員の研究業績についての改善

- (1) 研究業績書式の改善にあたっては、第三者評価機関へ提出する書式とする。
- (2) 研究業績の公開については、教員プロフィール集を新規に作成し、内容を本学ホーム・ページ上で公開する。

2 授業評価についての改善

- (1) 本学の授業評価は、一部の学科で実施しているところもあるが、大学全体のシステムとしては実施されていないため、他大学の状況等を調査し、早急の実施する方向で検討する。
- (2) 教育内容の公開に関しては、既にシラバスをホーム・ページ上で公開している。

3 協定留学についての改善

- (1) 協定（交換）留学制度について、より多くの学生に周知させるための改善に努力する。
- (2) 協定（交換）留学大学の拡充に向けての改善に努力する。

自己点検

- (3) 現在実施されている「留学生国際交流バナーコンテスト」、「SETUZOKU 展」等留学生の作品・研究発表の機会をさらに設定し、留学生間の交流を活性化させるための改善に努力する。

4 大学院についての改善

- (1) 大学院修士課程等のカリキュラムの検討に当たっては、大学院研究科委員会を中心としたカリキュラム検討委員会等を設置し、カリキュラム改善に向けて努力する。

5 財政についての改善

- (1) 「寄付金」を増やす施策については、「80周年記念募金」事業の具体化に向けて計画推進中である。
- (2) 「資産運用収入」については、安全性を確保しつつも現在よりも高利回りの運用は可能であり、今後の法人のポートフォリオの再構築等、改善に向けて努力する。
- (3) 資産運用に関する問題点を整理し、内規等の定めをもって具体的な運用に向けて改善努力する。

[点検・評価]

第1回自己点検・評価報告書は、形式・表現の統一性には欠けるが、3年を費やした各項目の調査内容については、かなり詳細なものといえる。また、それぞれの項目への点検・評価は多少に関わらず示されており、初めて実施された点検・評価作業のまとめとしては、ある程度整った仕上がり具合といえる。しかしながら、規則第8条に基づく改善努力の指摘にまで至っておらず、単に報告書としてまとめただけの結果となっている。

第2回自己点検・評価報告書は、点検・評価項目を4項目に絞っているため、軽量版になっているが、それぞれの項目の点検・評価は1年間という短期間において忠実に実務作業が行われてきた。また、大項目ごとに点検・評価あるいは提案等の形で課題が指摘されているが、その形式・表現等については第1回自己点検・評価報告書と同様に必ずしも統一されたものとはいえず、次期点検・評価活動に向けた反省材料の一つといえよう。また、第2回自己点検・評価委員会は、報告書のあとがきにおいて、「次期の点検・評価活動に向けては、相互評価（第三者評価）を受けるための準備をするよう理事長・学長に提議している。」旨、記述している。これを基に、理事長から各部門それぞれの改善・進捗状況に関する検討、報告が求められており、第1回自己点検・評価に比して進歩が見受けられる。しかしながら、この方法は改正後の規則第7条に基づく改善努力の手続きとは異なっており、次期点検・評価報告に向けての課題である。

[改善・改革方策]

第3期自己点検・評価委員会は、発足当初から平成20年度に認証評価機関（大学基準協会）における認証評価を受けることを前提として、認証評価機関の定める点検・評価項目の検討・調整、基本的点検事項の検討、報告書の統一書式の検討、及び実務作業委員会の構成案の作成等といった細部にわたる実務作業に約1年を費やしてきた。

今回、本学が行おうとしている認証評価にむけての活動は、大学・大学院全体にわたる点検・評価項目の実務作業になる訳であるが、その基礎となるデータは、第2回の自己点検・

評価活動において集積されており、年度単位で基礎データを修正し、点検・評価、改善・改革方策を加除していくこととする。

(自己点検・評価に対する学外者による検証)

B群 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

[現状把握]

本学は、平成 6 年に大学基準協会の維持会員として加盟した時点では、大学基準協会から大学評価（加盟判定審査、相互評価）を受ける周期について、明確に示されていなかったため大学評価を受けてこなかった。しかし、大学基準協会による大学評価（加盟判定審査、相互評価）は、平成 8 年度から新規加盟する大学に対して実施され、平成 13 年度までは次の相互評価までの周期を 10 年と定めていた。更に平成 14 年度以降は、加盟判定審査を受けて初回の相互評価は 5 年後、その後は 7 年周期に改められたが、本学はこの決定以前の平成 6 年 3 月に加盟していたため、自己点検・評価規則を制定し自主的な自己点検・評価活動を行ってきたが、今日まで大学基準協会による大学評価（相互評価）を受けていなかった。

しかしながら、第 2 期自己点検・評価委員会は、大学評価（相互評価）を受けることの意義を考慮した場合、本学も他大学に倣い大学評価を受けるよう理事長・学長に提議し、平成 15 年 12 月の教授会で大学評価（相互評価）を受ける準備のために第 3 期自己点検・評価委員会を立ち上げることが承認された。その際、本学が大学基準協会の大学評価（相互評価）を受ける時期は平成 18 年度とし、大学評価（相互評価）を受けるための基本条件として、学内常置の自己点検・評価委員会の基に実務作業グループをおく等の計画案が示され、併せて承認された。

平成 15 年 12 月の教授会で大学評価（相互評価）を受けることが承認された後の平成 16 年 4 月から、学校教育法の改正（法第 69 条の 3 第 2 項）が行われ、国公立全ての大学は、7 年以内に 1 度（学校教育法施行令第 40 条）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられた。そのため、第 3 期自己点検・評価委員会は、本学を含む現在開校している全ての大学が評価を受けるタイム・リミットである平成 22 年度末までに評価機関による評価を受ける義務についての確認及び受ける時期について改めて検討を行った。

検討の結果、第 3 期自己点検・評価委員会は、平成 16 年 7 月の教授会において、本学は平成 18 年に大学基準協会の大学評価（相互評価）を受ける予定であったが、学校教育法の改正に基づいた評価機関による評価を受けるための準備期間を含めたスケジュールに改めて変更することが妥当であるとの見解を示し、再度承認された。

また、同時に本学は大学基準協会の維持会員として平成 6 年より加盟している経緯から、認証評価機関として大学基準協会を選択することも併せて確認された。

なお、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（大学基準協会）が行う評価に係る内容的なもの（評価基準、評価項目、評価方法）については大きな変更点はなく、新たに実地視察の導入及び評価結果（内容）が刊行物やインターネット等により社会に開示される点が追加になっている。

自己点検

[点検・評価]

本学が大学評価（相互評価）を受けていなかった理由については、現状把握の項で説明したが、大学評価（相互評価）は、学校教育法改正とは関係なく、もっと以前に受けておくべきであった。

[改善・改革方策]

平成 17 年 3 月の教授会において、今回の自己点検・評価活動を実施する第 3 期自己点検・評価委員会の任期は、評価機関による評価を受けるための自己点検・評価報告書をまとめるため、及び評価機関の实地査察を受ける任を担う理由から平成 17 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 4 年間にわたる長期間になる旨、確認された。

また、平成 17 年 4 月には自己点検・評価実務作業委員会が発足し、実務作業委員会は、大学基準協会の定める点検項目に添って、現状把握、点検・評価（長所と問題点）、改善・改革方策をまとめ、平成 18 年 3 月までに第 3 期自己点検・評価委員会委員長に報告書が提出される。

なお、本学は、平成 18 年度に大学評価（相互評価）を受ける計画であったが、学校教育法の改正に伴う認証評価を平成 20 年度に大学基準協会ですることにより計画変更を行った。そのため、結果的に大学評価（相互評価）は、先送りした形になっている。しかし、大学評価（相互評価）は、認証評価とは別の観点で受けておくべきであり、次期（第 4 期）自己点検評価委員会において、相互評価検討委員会等の設置を検討し、実施する必要がある。

（大学に対する社会的評価等）

C 群 大学・学部の社会的評価の検証状況

[現状把握]

大学に対する社会的評価について、本学は平成 6 年に大学基準協維持会員になって以降今日まで大学評価（相互評価）を受けていないため、社会的評価の検証といわれる材料には乏しい。

本学は、第 2 回自己点検・評価委員会の報告書が作成されて以降、大学基準協会の規定（既維持会員は平成 14 年度より 7 年周期の大学評価（相互評価）申請が義務化された）に沿った大学評価（相互評価）を平成 18 年度に受ける予定であった。

しかし、その後の学校教育法の改正により、平成 16 年 4 月から全ての国公立大学は、7 年以内に 1 度、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けることが義務づけられたことから、本学は平成 18 年度に大学基準協会の大学評価（相互評価）を受ける計画を、平成 20 年度に認証評価機関による評価を受ける予定に計画を変更し、現在はそれに向かって自己点検・評価活動中である。

したがって、現状における社会的評価の検証の一部と思われるものとしては、平成 14 年度の 4 年制通信教育課程開設を目途として平成 12 年 9 月に実施された、4 年制通信教育課程開設準備室から本学短期大学部卒業生（通学課程・通信教育課程共）に向けた「4 年制通信

教育課程開設についてのアンケート」が該当するのではないかと思われる。また、その他には社会で活躍する作家、デザイナー等卒業生の進路状況や活躍情報、本学へ志願する受験者の動向、学生による授業評価等が該当するであろう。さらには、公開講座、地方で毎年展開されている地域フォーラム、産官学共同研究リサーチなどは、地域と大学とのコミュニケーションを密接にする大きな役割を果たしており、本学に対しての目に見えない外部評価になっていると思われる。また、国際交流的な評価材料としては、留学生（交換留学生を含む）の授業評価や毎年定期的に行われている国際交流懇親会などがあたるであろう。

[点検・評価]

特記すべきことなし。

[改善・改革方策]

特記すべきことなし。

2. 大学院

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)

A群 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

(自己点検・評価に対する学外者による検証)

B群 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

[現状把握]

[点検・評価]

[改善・改革方策]

「1. 学部」の項を参照。